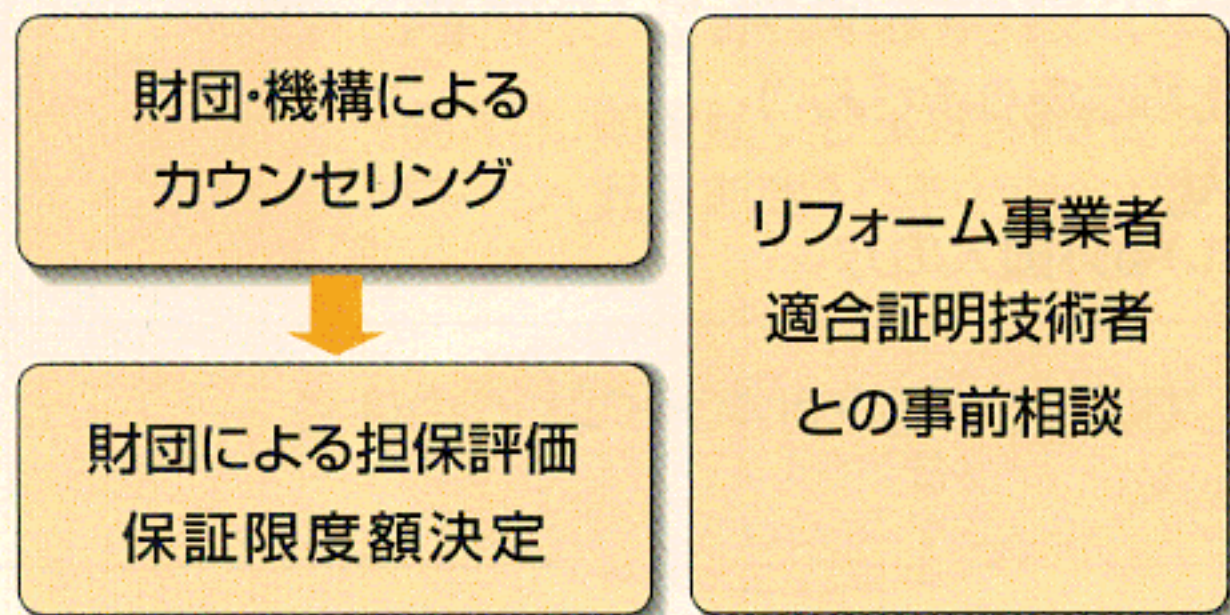


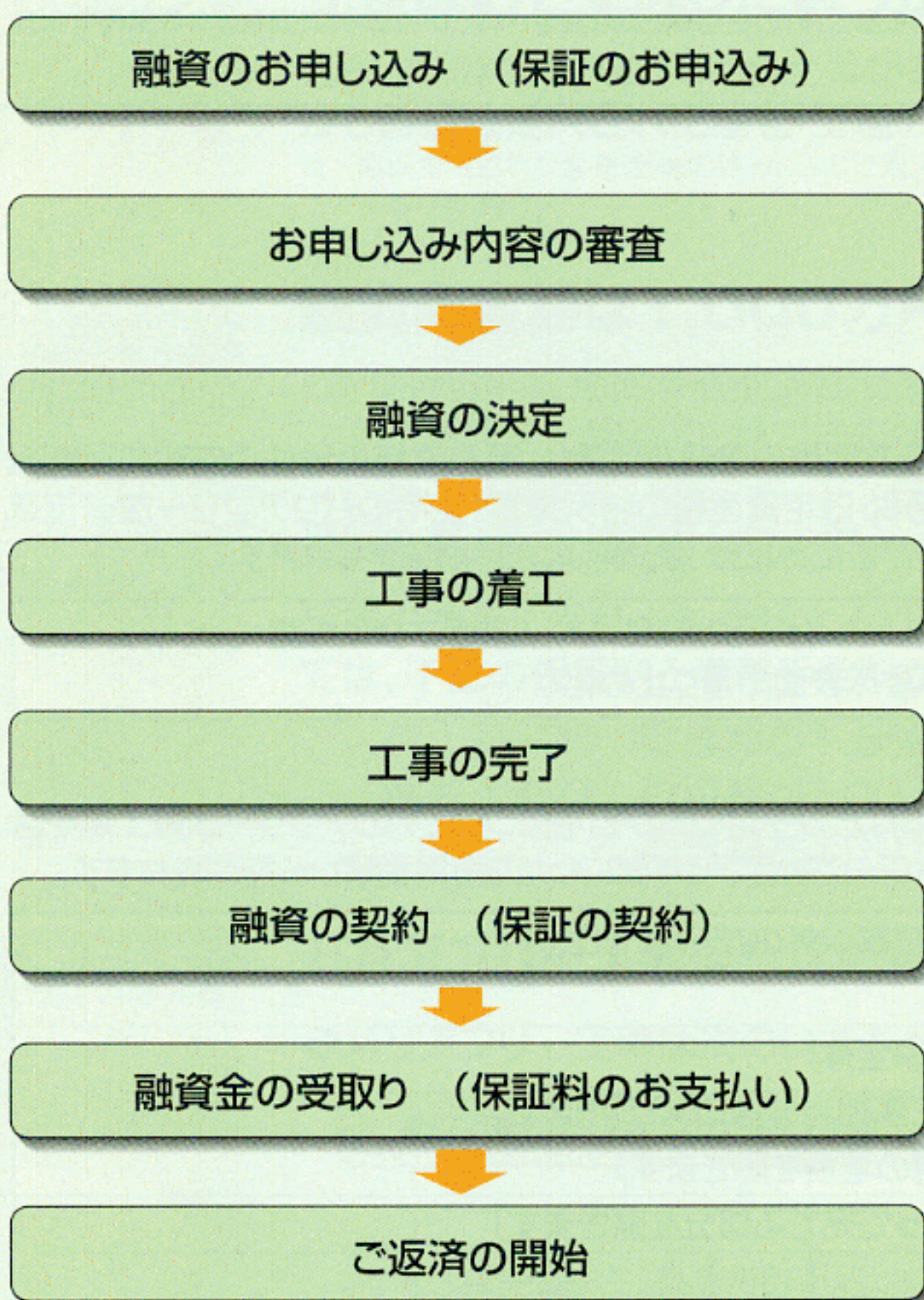
主な手続きの流れ

<融資の申込み前の手続き>



※リフォーム工事の内容が耐震改修工事の場合で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく計画の認定を受けた耐震改修工事を行うときは、都道府県又は市町村から認定通知書の交付を受ける必要があります。

<取扱金融機関での手続き>



リフォーム事業者等との事前相談

リフォーム工事の内容は、住宅金融支援機構の基準に適合したものとすることが必要です。

事前に、リフォーム事業者および工事内容の確認を行う適合証明検査機関・適合証明技術者とよくご相談ください。

※適合証明技術者は、登録機関((社)日本建築士事務所協会連合会および(社)日本建築士会連合会)に登録された建築士です。
詳細は住宅金融支援機構にお問い合わせください。

「カウンセリング」と「担保評価」

融資のお申込みに先立って、制度の内容を十分ご理解いただくための「カウンセリング」とご自宅の「担保評価」を受けていただく必要があります。

●カウンセリングとは

高齢者向け返済特例制度をよく理解していただくために、この制度の概要説明やお客様へのアドバイスなどを行います。カウンセリングは次の機関が実施します。

- ・高齢者居住支援センター(高齢者住宅財団)
電話によるカウンセリングも行っています。
- ・住宅金融支援機構(各支店)

※その他にもカウンセリングを受けられる場合があります。
高齢者居住支援センター(高齢者住宅財団)にお問い合わせください。

●担保評価とは

担保評価は、高齢者居住支援センター(高齢者住宅財団)に申請して行います。不動産鑑定士による担保物件の評価を受け、その評価に基づき高齢者居住支援センター(高齢者住宅財団)が保証限度額証明書を発行します。

なお、固定資産評価証明書や、以前に行った不動産鑑定評価等の資料に基づき、保証限度額証明書を発行できる場合があります。

※担保評価の費用は、お客様の負担となります。担保評価の結果次第では保証限度額証明書が発行されない場合があります。その場合でも担保評価の費用は返金されません。

※保証限度額証明書が発行された場合でも、住宅金融支援機構の融資審査の結果、融資をお認めできない場合があります。その場合でも担保評価の費用は返金されません。

詳しくは、高齢者居住支援センター(高齢者住宅財団)にお問い合わせください。

お問合せ先

(金利や融資限度額などの融資条件・工事基準などについて)



住宅金融支援機構

Japan Housing Finance Agency

〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4-10



0570-0860-35 (お客様コールセンター)

一般電話からは、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

IP電話・PHSなどの方は 048(615)0420

受付時間 毎日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

ホームページ <http://www.jhf.go.jp/>

(保証・カウンセリング・担保評価について)



国土交通大臣指定 高齢者居住支援センター

財団法人 高齢者住宅財団

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-20-9 京橋第八長岡ビル4階

フリーダイヤル 0120-602-708

ホームページ <http://www.koujuuzai.or.jp/>

※高齢者住宅財団のホームページにリンクしている「リフォームネット」で、住宅リフォーム事業者倫理憲章を遵守するリフォーム業者を探すことができます。